

## 法改正(R2.4施行)の背景

- 単独処理浄化槽が多く残存
  - ・老朽化による破損・漏水も懸念され、転換が必要
- 法定検査の受検率が低迷(全国平均約40%)
  - ・浄化槽台帳の整備を通じた適正な維持管理が必要
- これらの課題を解決するため
  - ・浄化槽台帳の作成が義務化(法第49条)
  - ・協議会の設置(法第54条)
  - ・支障のある浄化槽への指導・助言(附則第11条)

## 協議会の目的

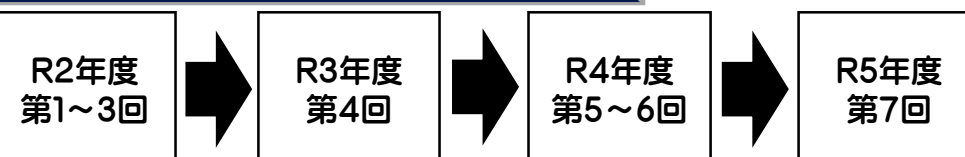
- 合併処理浄化槽の普及促進
  - ・「高齢者世帯」「過疎地」「山間部」等での効果的な促進策の検討
  - ・新たな形での普及啓発の実施
- 適正な維持管理の向上策の検討
  - ・清掃や保守点検の確実な実施
  - ・法定検査の受検率の向上
- 浄化槽台帳の整備
- 災害時のルールづくり など
  - ・支援体制の構築
  - ・収集運搬のルール検討

★浄化槽に関する様々な課題解決に取り組むことを目的に設立(R2.8)

## 構成員

- 県
  - ・水・環境課(事務局), 建築指導室, 環境指導課
  - ・東部保健福祉局, 南部・西部総合県民局
- 市町村
  - ・浄化槽行政担当者, 建築指導担当者
- 浄化槽関係団体(民間事業者)
  - ・法定検査機関
    - (公社)徳島県環境技術センター
  - ・清掃団体
    - (一社)徳島県環境保全協会
    - 徳島県環境整備事業協同組合
  - ・浄化槽保守点検業者
  - ・浄化槽施工業者
  - ・浄化槽製造メーカー
  - ・市町村設置型浄化槽整備特別目的会社
    - (株)三好浄化槽ネットワーク
    - (株)東みよし浄化槽整備

## 令和2年度からの開催状況



## 課題

### 1 維持管理の向上部会

- ◇新たな普及啓発活動
- ◇清掃の確実な実施
- ◇保守点検の確実な実施
- ◇法定検査の受検率の向上

### 2 浄化槽台帳整備部会

- ◇浄化槽台帳の作成

### 3 普及・転換の促進部会

- ◇居住人数に比べ「過大な浄化槽」設置義務の改善
- ◇「高齢者世帯」「過疎地」での合併転換
- ◇「山間部」における浄化槽の設置
- ◇合併処理浄化槽への転換による管理費の増加
- ◇津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域における浄化槽の耐水化
- ◇「国・県」への新たな支援策の提案
- ◇「市町村」の新たな支援策の提案

### 4 市町村設置型浄化槽整備の推進部会

- ◇「市町村設置型浄化槽整備事業」での新設や転換の推進
- ◇老朽化した「コミプラ」や「集落排水施設」の更新、「住宅密集地」、「古民家集落群」での共同浄化槽の設置

### 5 災害時の連携ルールづくり部会

- ◇「収集運搬」のルール検討
- ◇「し尿・浄化槽汚泥処理」の広域連携

## これまでの取組

- 浄化槽の転換に伴う補助制度の充実
  - 補助金の増額、撤去費・宅内配管費の補助
- 生活の質の向上に対する上乗せ補助制度の創設
  - 那賀町：高齢者トイレへの改修に合わせて行う合併浄化槽整備 (R3～)
  - 勝浦町：木造住宅耐震化事業に合わせて行う合併浄化槽整備 (R5～)
  - 徳島市：特定地域(下水道整備区域から除外)での合併浄化槽整備 (R5～) など
- 水質改善を目指す「河川環境保全団体」と連携した普及啓発
  - 新池川(鳴門市)、正法寺川(藍住町)など (R3～)
- 次代を担う小中学生を対象とする「出前講座」や「ポスターコンクール」の実施
- 浄化槽月間に併せ、チラシやグッズを配布する「街頭キャンペーン」の実施
- 合併処理浄化槽への転換啓発用チラシをポスティング(徳島市)
- 浄化槽の人槽算定基準の緩和
  - 5人槽の基準面積を130㎡から最大180㎡まで緩和 (R4～)
- 「浄化槽なんでも相談窓口」を環境技術センターに設置
  - あらゆる問題や疑問にワンストップで相談することのできる一元的な窓口を設置 (R4～)

など

# 「とくしま浄化槽連絡協議会」と「汚水処理人口普及対策会議」との関係

別紙

## とくしま浄化槽連絡協議会

令和2年8月設置

対象：合併処理浄化槽

### ○目的

合併処理浄化槽の

- ・普及促進
- ・浄化槽の適正な維持管理
- ・災害対応 など幅広く概論

### 【構成メンバー】

- 24全市町村
- 県 関係課
- 浄化槽関係団体
  - ・徳島県環境技術センター
  - ・徳島県環境保全協会
  - ・徳島県環境整備事業協同組合
  - ・市町村設置型浄化槽特別目的会社
  - ・その他（点検、施工、メーカー等）

●事務局：県 水・環境課

現場の声（状況）を踏まえ、  
効果的な普及策を検討

対策会議での意見により  
議論を深め、実践につなげる

「とくしま浄化槽協議会」  
構成員代表者が委員として参加

代表者が参加  
情報共有

事務局（県）が  
協議会に報告

## 汚水処理人口普及対策会議

令和5年9月設置

対象：下水道、集落排水、コミプラ、  
（合併処理浄化槽も含む）

### ○目的

- ・汚水処理人口普及率の向上を図る方策  
について意見・提案を行う

### 【構成メンバー】

- 11市町（未普及人口が多い市町）
  - とくしま浄化槽連絡協議会
  - 水環境保全活動団体
  - 日本下水道事業団
  - 学識経験者（大学関係者）
- 事務局：県 水・環境課

多様な立場から、汚水処理人口向上に  
ついて幅広く意見を聴取

合併処理浄化槽に関する  
新たな意見・提案等がある場合